

◇退職後の健康保険の種類と手続き◇

種 類	任意継続被保険者	特例退職被保険者	国民健康保険	親族の被扶養者になる
標準報酬月額	410,000円 ※退職時の標準報酬月額が41万円より低い場合は、低いほうの標準報酬月額が、そのまま使用されます。	280,000円	なし	なし
保 険 料	<p>■37,720円(一ヶ月)</p> <p>40歳以上65歳未満(被扶養者含む)は介護保険料6,560円プラスされます。</p> <p>合計44,280円</p> <p>※65歳になると介護保険料の徴収窓口は市区町村にかわり、原則年金からの天引きとなります。 (65歳未満の被扶養者がいる場合は当健保からも徴収します。)</p> <p>※国民健康保険と比べて割高になる場合もあります。</p> <p>◇前納制度もあり 別紙参照。</p>	<p>■25,760円(一ヶ月)</p> <p>40歳以上65歳未満(被扶養者含む)は介護保険料4,480円プラスされます。</p> <p>合計30,240円</p> <p>※65歳になると介護保険料の徴収窓口は市区町村にかわり、原則年金からの天引きとなります。 (65歳未満の被扶養者がいる場合は当健保からも徴収します。)</p> <p>※国民健康保険と比べて割高になる場合もあります。</p> <p>◇前納制度もあり 別紙参照。</p>	<p>■居住の市区町村によっても異なる。 (詳しくは市区町村窓口へ)</p> <p>■前年度収入をもとに算出されます。</p>	<p>■保険料の負担はありません。</p>
加入手続	<p>■退職日の翌日から20日以内に行う。その後健保から保険料納付書が送付されるので、それに基づいて保険料の振込みを行う。</p> <p>【提出書類】 ・初回保険料に資格取得申請書を添えて提出。</p> <p>※退職日より前の申請は受け付けません。上記のとおり20日以内に申請すれば、資格喪失日(退職日の翌日)が資格取得日となります。</p>	<p>■退職日の翌日から20日以内に行う。</p> <p>【提出書類】 ・資格取得申請書 ・年金証書(写) ※申請時にそろわないときは後日。 ・預金口座振替依頼書</p> <p>※退職日より前の申請は受け付けません。上記のとおり20日以内に申請すれば、資格喪失日(退職日の翌日)が資格取得日となります。</p>	<p>■資格喪失日(退職日の翌日)から14日以内に居住地の市区町村役所にて手続きを行う。</p> <p>※事前に市区町村役所にて、保険料や必要書類の確認・届出方法、納付方法など確認しておくことをお勧めします。</p>	<p>■加入先の健康保険組合の認定基準をみたしていることが前提です。事前に確認しておくことをお勧めします。</p>

◇健康保険料前納制度について◇

1 保険料前納制度とは

◆健康保険料前納制度とは一括して前納することにより保険料の割引を適用するものです。前納できる期間は下記のとおりです。保険料額については別紙の前納保険料額表を参照して下さい。

- ① 4月分から9月分までの半年間
- ② 4月分から翌年3月分までの1年間
- ③ 上記期間中で資格を取得した月から9月分または3月分まで
- ④ 期間満了で資格を喪失するのが明らかな場合は、喪失月の前月分まで

2 納付期限について

◆『保険料納付書』の納付期限までに納付してください。
納付期限を過ぎると前納割引を受けられない場合がありますのご注意下さい。

3 注意事項

◆ 資格取得月は割引が適用されません

◇ご不明な場合は健康保険組合までお問合せください◇

『前納保険料額表』

令和7年4月1日
トーエネック健康保険組合

健康保険料						介護保険料				
標準報酬 月額	保険料	6ヶ月 累計	6ヶ月 前納	1年 累計	1年 前納	保険料	6ヶ月 累計	6ヶ月 前納	1年 累計	1年 前納
58,000	5,336	32,016	31,652	64,032	62,690	928	5,568	5,504	11,136	10,902
68,000	6,256	37,536	37,110	75,072	73,499	1,088	6,528	6,453	13,056	12,782
78,000	7,176	43,056	42,567	86,112	84,307	1,248	7,488	7,402	14,976	14,662
88,000	8,096	48,576	48,024	97,152	95,116	1,408	8,448	8,352	16,896	16,541
98,000	9,016	54,096	53,482	108,192	105,924	1,568	9,408	9,301	18,816	18,421
104,000	9,568	57,408	56,756	114,816	112,410	1,664	9,984	9,870	19,968	19,549
110,000	10,120	60,720	60,030	121,440	118,895	1,760	10,560	10,440	21,120	20,677
118,000	10,856	65,136	64,396	130,272	127,542	1,888	11,328	11,199	22,656	22,181
126,000	11,592	69,552	68,762	139,104	136,189	2,016	12,096	11,958	24,192	23,684
134,000	12,328	73,968	73,128	147,936	144,836	2,144	12,864	12,717	25,728	25,188
142,000	13,064	78,384	77,494	156,768	153,482	2,272	13,632	13,477	27,264	26,692
150,000	13,800	82,800	81,859	165,600	162,129	2,400	14,400	14,236	28,800	28,196
160,000	14,720	88,320	87,317	176,640	172,938	2,560	15,360	15,185	30,720	30,076
170,000	15,640	93,840	92,774	187,680	183,747	2,720	16,320	16,134	32,640	31,955
180,000	16,560	99,360	98,231	198,720	194,555	2,880	17,280	17,083	34,560	33,835
190,000	17,480	104,880	103,689	209,760	205,364	3,040	18,240	18,032	36,480	35,715
200,000	18,400	110,400	109,146	220,800	216,172	3,200	19,200	18,981	38,400	37,595
220,000	20,240	121,440	120,061	242,880	237,790	3,520	21,120	20,880	42,240	41,354
240,000	22,080	132,480	130,975	264,960	259,407	3,840	23,040	22,778	46,080	45,114
260,000	23,920	143,520	141,890	287,040	281,024	4,160	24,960	24,676	49,920	48,873
280,000	25,760	154,560	152,804	309,120	302,641	4,480	26,880	26,574	53,760	52,633
300,000	27,600	165,600	163,719	331,200	324,259	4,800	28,800	28,472	57,600	56,392
320,000	29,440	176,640	174,634	353,280	345,876	5,120	30,720	30,371	61,440	60,152
340,000	31,280	187,680	185,548	375,360	367,493	5,440	32,640	32,269	65,280	63,911
360,000	33,120	198,720	196,463	397,440	389,110	5,760	34,560	34,167	69,120	67,671
380,000	34,960	209,760	207,377	419,520	410,728	6,080	36,480	36,065	72,960	71,430
410,000	37,720	226,320	223,749	452,640	443,153	6,560	39,360	38,912	78,720	77,070

※特例退職被保険者の標準報酬月額は280,000円です。(令和7年度)

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は410,000円です。(令和7年度)